

IT・コンテンツ産業等誘致プロモーションサイト構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

神戸市では、若い世代が魅力を感じ、イノベータティブに働ける場の創出を目指して、IT・コンテンツ産業等の誘致に取り組んでいる。

対象とする企業へのより効果的な情報発信のため、「(仮称)IT・コンテンツ産業等誘致プロモーションサイト」を構築する。

2. 業務の概要

(1) 委託業務名

IT・コンテンツ産業等誘致プロモーションサイト構築業務委託

(2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

※平成 29 年度内にウェブサイトの企画・設計・既存コンテンツの収集・編集を行い、平成 30 年度に新規コンテンツの制作とウェブサイト公開に向けた調整作業を行う。

ウェブサイト公開は平成 30 年度第一四半期（4 月～6 月）を予定している。

(3) 委託期間

平成 29 年度：契約締結の日から、平成 30 年 3 月 31 日まで（予定）

（平成 30 年度事業は平成 30 年度予算の成立を前提とする。なお、平成 29 年度委託業務の検査完了後に当該年度の契約について平成 29 年度の委託事業者と協議を行うものとする。契約予定期間は、平成 30 年 4 月 1 日以降、契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までを予定している。）

(4) 委託料（上限）

2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（なお、平成 30 年度の予算については未定であるが、上限 1,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を想定している。）

3. 参加資格

単体もしくは複数の事業者等により構成される共同体を代表する者

(1) 単体の場合

次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- ① 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。

- ⑤ 神戸市指名停止基準要綱による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
 - ⑥ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- (2) 複数の事業者等により構成される共同体を代表する者の場合
構成員すべてが、上記イ～キに掲げる要件をすべて満たしているものとする。ただし、上記アに掲げる条件については、共同体を代表する者またはその構成員が要件を満たしているものとする。

4. 応募手続き（企画提案書の提出）

提出期限までに下記のとおり応募書類を持参又は郵送により提出してください。

(1) 提出期限

平成30年1月17日（水）17時必着

※持参の場合は、平日の9時から17時の間（12時から13時を除く）とします。

(2) 提出先

〒650-8570（住所不要）

神戸市企画調整局 医療・新産業本部 企業立地課（担当：佐藤・杉迫）

持参の場合は、神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館23階企業立地課へお越しください。

(3) 応募書類

①提案申請書（様式1）

②企画提案書（任意様式、A4サイズ）：7部（併せてCD-ROMでデータ提出）

企画書には以下の事項を含めること。

- ・本業務への取り組み方針
- ・トップページのデザイン案
- ・サイト名称・ロゴ・ドメイン名の案
- ・新規コンテンツページのデザイン案
- ・サイトマップ
- ・投稿記事の企画案

※ウェブサイト運用開始時の周知方法に関する提案があればあわせて記載してください。

③見積額調書（様式2）、見積書（任意様式）：1部原本、7部写し

- ・見積り金額には、受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費を全て含むものとする。
- ・見積書は、費目ごとに内容、単価、数量等を詳細に記載すること。
- ・見積金額は、年度毎に作成し、平成29年度は総額で2,000,000円（税込）、平成30年度は総額で1,000,000円（税込）を上限とする。

④団体概要（任意様式）：7部

事業実施体制、類似業務に関する実績を記載すること。

⑤その他補足資料：7部

5. 質問および回答

(1) 質問事項のある場合は E-mail により、下記のとおり送付してください。(電話・Fax による受付は行いません。) なお、E-mail のタイトルは必ず「プロモーションサイト構築に関する質問」としてください。

- ・ E-mail 送付先：corp_re@office.city.kobe.lg.jp
- ・ 質問期限：平成 30 年 1 月 11 日 (木) 正午まで

(2) 質問は E-mail にて回答し、必要に応じて、下記のホームページにおいて公開します。

神戸市企業進出総合サイト START UP ! KOBE (<http://kobe-investment.jp/>)

6. 選定方法及び結果の通知

事業者選定会において応募者による説明(プレゼンテーション)およびヒアリングを行い、評価基準により優れた企画・提案能力を有する事業者を優秀提案者として特定し、優先順位の高い順に一または複数の優秀提案者を契約の相手方の候補者とします。

(1) 事業者選定会(プレゼンテーション審査)

①日時 平成 30 年 1 月 22 日 (月) 15 時～17 時 (予定)

②場所 神戸市役所内

③内容 企画提案書によるプレゼンテーション(発表 15 分、質疑応答 10 分の計 25 分を予定)

※応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があります。

(2) 評価基準

- | | |
|-------------------------------|--------|
| A：応募者の受託適性(企業規模、実施体制、取り組み方針) | 【15 点】 |
| B：ウェブサイトのデザイン性 | 【30 点】 |
| C：ウェブサイトの使いやすさ(構成) | 【30 点】 |
| D：業界で話題となるウェブサイト編集・運用のための提案内容 | 【15 点】 |
| E：事業費 | 【10 点】 |

(3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に対して、文書で通知します。但し、選定理由についての問い合わせには応じません。

7. 契約の締結

プロポーザルは、優れた提案を行った者を選定するものであるため、仕様の内容は、提案された内容を基本とし、プロポーザルにおいて選定された者と神戸市が協議し、神戸市の各種規定に基づき契約手続きを行います。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含み、優秀提案者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等の理由により協議が不調のときは、事業者

選定会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行います。

8. 事業者選定スケジュール(予定)

- (1) 実施要領等の交付開始 :平成 29 年 12 月 8 日 (金)
- (2) 質問期限 :平成 30 年 1 月 11 日 (木) 正午
- (3) 質問への回答 :平成 30 年 1 月 12 日 (金)
- (4) 応募書類の提出期限 :平成 30 年 1 月 17 日 (水) 17 時
- (5) 事業者選定会 :平成 30 年 1 月 22 日 (月) 15 時～17 時 (予定)
- (6) 選定結果通知 :平成 30 年 1 月下旬
- (7) 契約締結 :平成 30 年 1 月下旬～2 月上旬

10. その他

- ・提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とします。
- ・応募者からの提出物は、返却しません。
- ・評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び提案評価委員会での審査の内容についての問い合わせは一切受け付けません。
- ・本市は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を返還させることができる権利を有します
- ・本委託業務にかかる著作権は、本市に帰属します。
- ・上記のほか、本市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければなりません。
- ・委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとします。
- ・実際の業務運営の詳細に関しては、本市の指示に従うものとします。
- ・本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとします。